

厚労省第 8 回検討会用資料

局所排気装置の設置箇所及び機器に関する情報

ナノテクノロジービジネス推進協議会

前回ご報告した局所排気装置の設置箇所に関する情報に『使用している装置の種類』の情報を加え報告致します。

前回同様『ナノマテリアル』を製造しているメーカー、『ナノマテリアル』を入手し使用しているメーカーからのヒアリング結果を中心と致します。

【ナノマテリアル製造メーカー】

ドライなナノマテリアルを作業者が直接ハンドリングしなければならない工程で、局所排気装置設置を設置しています。

	方式	フード	吸引方向
<u>合成したナノマテリアルの回収工程</u>	・集塵機 (バグフィルター)	・外付け	・上方向
<u>製品の秤量・梱包・袋詰め工程</u>	・集塵機 (バグフィルター) (HEPA フィルター) ・ドラフト+スクラバー	・外付け ・囲い型	・上方向 ・横方向

【ナノマテリアル使用メーカー】

入手したナノマテリアルを加工・処理するために開封したり工程内に投入する過程で局所排気装置を設置しています。

	方式	フード	吸引方向
<u>開封工程</u>	・集塵機 (バグフィルター)	・外付け	・上方向
<u>小分け・秤量工程</u>	・プッシュ/プル型		・横方向
<u>投入工程</u>	・集塵機 (バグフィルター)	・外付け	・上方向

【備考】

一般的な粉塵を想定した局所排気装置を導入しているケースが殆どですが、『ナノマテリアル』に対して、1)集塵 (きちんと集塵するための条件設定)、2)捕集 (集められたマテリアルが外部環境に影響を与えないようにきちんと捕集されているか) 3)被捕集物の形態 (凝集の大きさ・濃度) などの観点からの検討継続が必要であるとの共通コメントを補記いたします。

以上